

野田市課税課が使用する納税通知書用封筒広告掲載 募集要項

(納税通知書用封筒広告掲載の趣旨)

1. 野田市課税課が使用する野田市固定資産税・都市計画税納税通知書、軽自動車税納税通知書及び市民税・県民税・森林環境税納税通知書の送付用封筒の余白部分に広告を掲載し、対価を得ることで、納税通知書用封筒の作成に係る事業費用を補填し財政の健全化に寄与する。

(広告掲載の範囲)

2. 広告媒体に掲載することができる広告は、法令等に違反していない広告主の広告であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。
 - (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
 - (3) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
 - (4) 人権を侵害するおそれのあるもの
 - (5) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に掲げる暴力団に関するもの又はこれに類するもの
 - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの
 - (8) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業に関するもの
 - (9) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）第 2 条第 3 項に規定する投資信託、外国投資信託、投資法人債、外国投資債及び金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 20 項に規定するデリバティブ取引に関するもの
 - (10) その他掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告の掲載方法)

3. 広告は、令和 8 年度課税対象者へ郵送する上記納税通知書用封筒に掲載する。

(掲載の期間)

4. 掲載の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。

(募集枠及び規格)

5. 募集枠は、二枠とし、一枠を縦 65 mm×横 90 mm以内とする。
(二枠入札した際には、二枠を足した大きさの一枠とすることも可能)

(最低価格)

6. 最低価格は一枠当たり 165,000 円(税込)とする。

(広告掲載の申込方法)

7. 広告掲載の申込をしようとする者は、野田市課税課が使用する納税通知書用封筒広告掲載申込書・確認書・広告原稿(任意様式)・申込者の事業内容等がわかる資料(パンフレット等がある場合のみ)を野田市企画財政部課税課へ提出すること。なお、同一の者が二枠を申込むことを妨げない。
※広告掲載が決定した者は、広告原稿を、市が指定するデータ形式により提出すること。

(募集時期)

8. 令和7年10月1日(水)から10月31日(金)17時必着

(掲載者の決定等)

9. 申込書を提出した者から、入札額の最も高い者から順に広告掲載者に決定する。また、入札額の高い者から広告掲載位置(左右)の選択権を得るものとする。ただし、各募集枠で、申込書を提出した者が二者以上あった場合であって、全ての者が最低価格以上かつ同額を提示したときは、二者以上の者から一者をくじ引きで決定する。

広告掲載者には広告掲載決定通知書により通知する。また、掲載しないことを決定した者に対しては、広告非掲載決定通知書により通知する。

(広告内容の決定)

10. 広告掲載内容については、審査をし、市長が決定する。なお、審査によ

っては、掲載内容について変更及び確認を求めることがある。

(広告掲載料金の支払い)

11. 掲出の決定後、市が発行する納入通知書により、市の指定する期日までに、一括納付すること。また、既に納めた広告掲載料金は、契約期間内に広告掲載の中止となった場合も返還はしない。

(広告掲載の中止等)

12. 次の各号でいずれかに該当する場合、納税通知書用封筒への広告掲載を中止することができる。
 - (1) 指定期日までに原稿の提出がされない場合
 - (2) 指定期日までに掲載料が納付されない場合
 - (3) 広告主が法令等に違反し、又はその他不正若しくは不誠実な行為をした場合
 - (4) 広告主が破産等により存在しなくなった場合
 - (5) 市政を連想させる表示を行い、市の事業と誤解される恐れのあるもの
 - (6) 広告主から掲載中止の申し出があった場合
 - (7) その他市長が不適切と認めるもの

(広告主の責務)

13. 広告内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。広告主は、広告内容に関する問合せや苦情等への対応を迅速に行うものとし、問題が発生した場合は、広告主の責任において速やかにその解決に努めること。